

## 事業評価書（事前）

事務事業名		中小企業高度人材確保助成金〔助成金の支給対象者の拡大〕
事務事業の概要	(1)目的	<p>= 中小企業・ベンチャー企業等に対する利用しやすい創業支援を通じた雇用機会の創出拡大 =</p> <p>地域の発展及び雇用の拡大にとって中核的・先導的な役割を担うことが期待される中小企業について、その経営基盤の強化に資する高度人材の確保を支援することにより、当該企業における雇用機会ならびに地域の雇用機会の一層の創出を図る。</p>
	(2)内容	<p>地域の発展に中核的な役割を担う、又は担うことが見込まれる中小企業であって、地域内の企業の良好な雇用機会の創出のモデルとなるような雇用管理改善の取り組みを行っている先導的な中小企業として、都道府県知事が選定し、健全な経営基盤を確立・強化するための特別な支援を行うものに対して、新たに中小企業高度人材確保助成金の対象労働者の範囲を次のとおり拡大する。</p> <p style="text-align: center;">助成対象上限数の緩和 1企業当たり3人 6人</p> <p style="text-align: center;">専門的知識要件の緩和</p> <p>助成金の支給対象となる「経営戦略の企画に必要な高度の専門的知識を有する者」の範囲（現行は弁護士、弁理士、公認会計士、中小企業診断士、税理士、社会保険労務士のいずれかの資格を有する者）に、「新分野展開等の事業の経営戦略の企画に必要な高度な国家資格を有する者」を加える</p> <p style="text-align: center;">中小企業高度人材確保助成金（現行）</p> <p>高度人材（経営戦略の企画を担当できる者、製品・技術の開発を担当できる者又は経営戦略の企画に必要な高度の専門的知識を有する者をいう）を受け入れた中小企業の事業主に対し、その受入れに要した費用の1/3を、1年間助成する（3人を限度）ものである</p>
	(3)達成目標	<p>！予算額(案)！ 1,889百万円(事業全体 3,903百万円)</p> <p>都道府県知事による選定企業数 1,500社（平成14年度支給対象人員 2,321人）を目標に雇用機会の創出を図る。</p>
評価	(1)必要性	<p>〔国民や社会のニーズに照らした妥当性〕</p> <p>中小企業の経営基盤の強化に向けた課題として「人材の確保」が上位にあげられ（平成10年6月、経済産業省「商工業実態基本調査」）、また、中小企業の雇用不足感の内容として「企画、研究開発等のための人材が不足（質的不足）」をあげる企業が製造業で78.3%、卸売業で66.2%等となっている（平成9年12月、中小企業庁「我が国企業経営実態調査」）。</p> <p>このため、特に、地域の発展及び雇用の拡大にとって中核的・先導的な役割を担うことが期待される中小企業について高度人材の採用を促し、その経営基盤の強化を図ることは当該中小企業のニーズに合致するものであるとともに、雇用情勢が厳しい中であって、当該企業の地域の雇用機会の一層の創出をも期待できるものである。したがって、地域との連携により中小企業の経営基盤の強化に資する高度人材の確保・育成のための支援を積極的に行うこととしているものである。</p> <p>〔公益性〕</p> <p>廃業率（5.6%）が開業率（3.5%）を上回る（平成8～11年、総務省統計局「事業所・企業統計調査」）状況の下、雇用機会の創出が我が国の重要な課題となっている中で、地域の実情に応じた良好な雇用機会を創出する本事</p>

業は、公益性がある。

〔官民の役割分担〕

地域における産業の発展及び雇用の拡大に結びつくと考えられる中核的・先導的な役割を担う中小企業の経営基盤を強化し、雇用創出につなげることは、国の雇用対策の一環として、重要なものである。

〔国と地方の役割分担〕

地方公共団体が産業・企業振興等の観点から、当該企業の経営基盤の強化に向けた特別な支援を行う場合に、国としても中小労確法に基づく助成金の支給を機動的に発動することとし、地域の実情に応じた雇用創出を推進することとしている。

〔民営化や外部委託の可否〕

事業主が労働者の職業の安定のために講ずる措置等に関して行う助成及び相談、その他の援助等の業務の実施について実績があるという観点から、雇用・能力開発機構法第19条第1項第6号及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(以下「中小労確法」という)第8条により、当事業は雇用・能力開発機構に行わせている。

〔緊要性の有無〕

平成13年11月の完全失業率は5.5%(総務省「労働力調査」と、比較可能な昭和28年以降の過去最高水準を更新するなど、近年の厳しい経済状況や雇用失業情勢にかんがみ、地域経済の改善や雇用創出を図るために早急に対策を講じる必要がある。

〔社会経済情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否〕

地域経済の状況、厳しい雇用失業情勢から鑑みて、本事業は継続する必要がある。

(2)有効性

〔これまで達成された効果、今後見込まれる効果〕

これまでも高度人材確保助成金により高度人材の確保が図られて来たところであるが、本事業により、高度人材の雇用が促進されるのみならず、高度人材の雇入れによる当該企業の経営基盤強化に伴い、一般人材の雇用創出効果が見込まれる。

〔効果の発現が見込まれる時期〕

中小企業の経営基盤整備に係る高度人材の受入れに要した費用(賃金等)の一部を助成するものであるから、施策実施直後から効果が見込まれる(平成14年度支給対象人員2,321人については、平成13年度下半期、14年度上半期の雇入れが対象)。

また、一般人材の雇用創出については、当該企業の経営基盤の強化に伴い実現できるものである。

(3)効率性

〔手段の適正性〕

中小労確法による従来の全国一律的な助成措置を、地方の実状、ニーズにあわせて対象労働者を拡大するという機動的な措置にすることにより、真に支援を必要とする者に対する助成を行うことが可能である。

また、地方公共団体が地域の発展に中核的・先導的な役割を担う中小企業として支援を行う場合に国が連携して雇用に係る支援を行うこととしたことにより、双方の支援施策が相まって地域振興・雇用創出が見込まれるものである。

(4)その他 (公平性・優先性 など)	なし
関連事務事業	なし
特記事項	なし
主管課 及び関係課	(主管課)職業安定局産業雇用構造調整室